

令和 4 年 2 月 2 2 日

第 1 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 1 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第1回廿日市市議会議案目次

報告第3号	専決処分事項の報告について	1
報告第4号	専決処分事項の報告について	3
報告第5号	専決処分事項の報告について	5
議案第13号	廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	7
議案第14号	廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例	11
議案第15号	廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例	21
議案第16号	職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	25
議案第17号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	29
議案第18号	廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例	33
議案第19号	廿日市市部設置条例の一部を改正する条例	37
議案第20号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	41
議案第21号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	45
議案第22号	廿日市市支所設置条例の一部を改正する条例	49
議案第23号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	53
議案第24号	廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例	57
議案第25号	廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	65
議案第26号	廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正	69

	する条例	
議案第 2 7 号	廿日市市福祉事務所設置条例の一部を改正する 条例 7 3
議案第 2 8 号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例 7 7
議案第 2 9 号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に 関する条例の一部を改正する条例 8 3
議案第 3 0 号	廿日市市歴史民俗資料館条例の一部を改正する 条例 8 7
議案第 3 1 号	廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等 に関する条例の一部を改正する条例 9 1
議案第 4 3 号	過疎地域持続的発展計画の変更について 9 5
議案第 4 4 号	市道路線の認定及び廃止について 9 9
議案第 4 5 号	公の施設の指定管理者の指定について 1 0 3
議案第 4 6 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	... 1 0 5
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	... 1 0 7

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 97,261円
- 2 専決処分年月日 令和4年2月1日

(参考事項)

令和3年5月1日付けで行った令和3年度分の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分に誤りがあったことに伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第4号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 294,800円
- 2 専決処分年月日 令和4年1月21日

(参考事項)

令和3年11月13日廿日市物見西三丁目地内で発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第5号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 115,445円
債権者 広島市中区大手町五丁目8番27号
 有限会社 鷹の橋食品センター
 代表取締役 青木 清英
- 2 専決処分年月日 令和4年1月17日

(参考事項)

令和3年12月8日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第13号

廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案を次のように提出する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、スポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際本則に規定する事務に係る法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令等の規定により教育委員会に対してされた申請その他の行為は、市長がした処分その他の行為又は市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

（廿日市市社会体育施設設置及び管理条例の一部改正）

- 3 廿日市市社会体育施設設置及び管理条例（昭和54年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「廿日市市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条、第5条、第7条第2項並びに第8条第1項第4号及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（廿日市市スポーツ推進審議会条例の一部改正）

- 4 廿日市市スポーツ推進審議会条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「教育委員会が市長の意見を聴いて」を「市長が」に改める。

第6条中「教育委員会事務局」を「地域振興部」に改める。

第7条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(廿日市市吉和プール条例の一部改正)

- 5 廿日市市吉和プール条例（平成15年条例第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項並びに第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第5条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(廿日市市大野体育館等設置及び管理条例の一部改正)

- 6 廿日市市大野体育館等設置及び管理条例（平成17年条例第98号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号、第5条第1項及び第2項、第6条、第7条第1項並びに第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(廿日市市サッカー場設置及び管理条例の一部改正)

- 7 廿日市市サッカー場設置及び管理条例（平成18年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第2項、第5条第2項、第11条、第12条、第13条第4号、第14条、第15条、第16条第1項及び第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例の一部改正)

- 8 廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条第2項、第5条第2項、第11条、第12条、第13条第4号、第14条、第15条、第16条第1項及び第17条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(提案理由)

スポーツと地域づくりを一体的に推進することを目的として、教育に関する事務のうち、スポーツに関することを市長が管理し、及び執行するため、この条例案を提出するものである。

議案第14号

廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例案を次のように提出する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例

(設置)

第1条 地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を促進し、多様な主体の協働による地域の活力を創出するため、廿日市市吉和ふれあい交流センター（以下「交流センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 交流センターの位置は、廿日市市吉和1886番地1とする。

(事業)

第3条 交流センターは、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 多様な主体の協働によるまちづくり活動の支援に関すること。
- (3) 市民と来訪者との交流促進に関すること。
- (4) 地域の活力を創出する事業の実施に関すること。
- (5) その他交流センターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(開館時間)

第4条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日に交流センターの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は同項の休館日に交流センターの全部若しくは一部を臨時に開館することができる。

(使用の許可)

第6条 交流センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、交流センターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料の納付等)

第8条 別表に掲げる施設等を使用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、第6条第1項の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 市は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限したことによって、使用者に損害を与えることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

（指定管理者による管理等）

第10条 交流センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が交流センターの管理を行う場合には、交流センターを利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

3 第4条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者に交流センターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第4条第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第5条第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第6条	使用	利用
	市長	指定管理者
第7条	市長	指定管理者

	使用	利用
第 8 条第 1 項	使用	利用
	同表に定める使用料	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
第 8 条第 2 項	使用料	利用料金
	使用	利用
	市長	指定管理者
第 8 条第 3 項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第 8 条第 4 項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第 9 条第 1 項	市長	指定管理者
	使用	利用
	使用者	利用者
第 9 条第 2 項	使用	利用
	使用者	利用者
別表	基本使用料	基本利用料金
別表の備考 1	使用者	利用者
	使用	利用
	使用料	利用料金
	この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
別表の備考 2	使用許可時間	利用許可時間
	使用時間	利用時間

	使用	利用
	使用料	利用料金
	使用区分に係る基本使用料	利用区分に係る基本利用料金を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
別表の備考3	使用料	利用料金

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る交流センターの指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、交流センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、交流センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、地域の実情に適合したものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業
- (2) 交流センターの利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務

- (4) 交流センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交流センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第15条 市長は、交流センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、交流センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による使用の許可及び第12条の規定による指定管理者の指定並びにこれらに係る手続その他この条例を施行するための準備行

為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(廿日市市市民センター条例の一部改正)

- 3 廿日市市市民センター条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中廿日市市吉和市民センターの項を削る。

第13条第3項の表左欄中「別表第1の2の表から14の表まで」を「別表第1の2の表から13の表まで」に、「別表第1の15の表」を「別表第1の14の表」に、「別表第1の16の表及び17の表」を「別表第1の15の表及び16の表」に改める。

別表第1の14の表を削り、別表第1の15の表を別表第1の14の表とし、別表第1の16の表を別表第1の15の表とし、別表第1の17の表を別表第1の16の表とする。

(廿日市市地域保健センター設置及び管理条例の一部改正)

- 4 廿日市市地域保健センター設置及び管理条例（平成15年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中廿日市市吉和保健センターの項を削る。

別表の1の表中「1 廿日市市佐伯保健センター」を「廿日市市佐伯保健センター」に改める。

別表の2の表を削る。

別表（第8条関係）

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
研修室1	380円	430円	490円	870円	920円	1,360円
研修室2	560円	640円	720円	1,280円	1,360円	2,000円
研修室3	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,960円

和室 1	170円	190円	220円	390円	420円	620円
和室 2	170円	190円	220円	390円	420円	620円
調理室	510円	580円	660円	1,170円	1,250円	1,840円
ギャラリーホール	420円	480円	540円	970円	1,030円	1,510円

備考

- 1 使用者が交流センターを営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。
- 2 使用許可時間又はこの表に定める使用時間を超過して使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、当該使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(提案理由)

地域の生涯学習及びまちづくりの振興を図るとともに、ふれあいと交流を促進し、多様な主体の協働による地域の活力を創出することを目的に、廿日市市吉和ふれあい交流センターを設置し、その管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第15号

廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例

廿日市市個人情報保護条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第4項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改め、同条第10項中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

第38条第2項第1号中「第52条第1項に規定する」を「第52条第1号、第3号及び第4号に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第16号

職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和31年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は任命権者の定める上級の公務員」を削り、「又は廿日市市教育委員会の定める上級の公務員）の面前において」を「）に」に、「に署名」を「を提出」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「印」を削る。

(固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 固定資産評価審査委員会条例（昭和31年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印をし」を削り、同条第8項中「、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(廿日市市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 廿日市市公平委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和63年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の面前において、宣誓書」を「に宣誓書」に、「に署名」を「を提出」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政手続の効率化を図ることなどを目的に、押印の見直しなどを行うため、この条例案を提出するものである。

議案第17号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第5項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第23条第2項(同条第5項又は第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び職員の給与に関する条例第23条第3項、第4項若しくは第6項若しくは第28条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成8年条例第1号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年条例第19号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日(同日前1箇月以内に退職し

た者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員
(職員の給与に関する条例の適用を受ける者をいう。以下この項において
同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た
額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この
場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給し
ない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - (2) 職員の給与に関する条例第5条第8項に規定する再任用職員 72.5分の10
 - (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する
特定任期付職員 167.5分の10
(規則への委任)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則
で定める。

(提案理由)

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告などを考慮し、職員の期末手当の支給割合を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第18号

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市職員定数条例の一部を改正する条例

廿日市市職員定数条例（昭和62年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「784人」 を 「789人」 に、

「81人」 を 「76人」 に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

教育に関する事務のうち、スポーツに関することを市長が管理し、及び執行することなどにより、条例で定める職員の定数を改めるため、この条例案を提出するものである。

議案第19号

廿日市市部設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市部設置条例の一部を改正する条例

廿日市市部設置条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「自治振興部 環境産業部 福祉保健部」 を 「地域振興部 生活環境部 産業部 健康福祉部」 に改める。

第2条総務部の項第5号中「情報化」を「情報システム」に改め、同条自治振興部の項中「自治振興部」を「地域振興部」に改め、同項第1号中「自治振興」を「地域振興」に改め、同項第2号中「交通安全」を「スポーツ」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同項の次に次のように加える。

生活環境部

- (1) 環境の保全に関する行政の総合調整及び公害の防止に関すること。
- (2) 市民の生活相談及び交通安全に関すること。
- (3) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関すること。
- (4) 人権施策の推進及び総合調整に関すること。
- (5) 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。

第2条環境産業部の項中「環境産業部」を「産業部」に改め、同項第4号を削り、同条福祉保健部の項中「福祉保健部」を「健康福祉部」に改め、同項第3号中「高齢者対策」を「介護保険」に改め、同項第4号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(廿日市市交通安全対策会議条例の一部改正)
- 2 廿日市市交通安全対策会議条例（昭和50年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「自治振興部」を「生活環境部」に改める。

(山林委員会条例の一部改正)

- 3 山林委員会条例（昭和 3 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「環境産業部」を「産業部」に改める。

(廿日市市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例の一部改正)

- 4 廿日市市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例（平成 2 3 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「環境産業部」を「生活環境部」に改める。

(廿日市市保健福祉審議会条例の一部改正)

- 5 廿日市市保健福祉審議会条例（昭和 6 0 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉保健部」を「健康福祉部」に改める。

(廿日市市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

- 6 廿日市市予防接種健康被害調査委員会条例（平成 1 5 年条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「福祉保健部」を「健康福祉部」に改める。

(提案理由)

人口減少、少子化、超高齢社会の進展など、社会経済情勢の変化を見据え、限られた経営資源の中、多様化・複雑化する行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ効果的に展開できるよう組織の再編整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 20 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月の市議会議員等（市議会議員、市長、副市長及び教育長をいう。）の期末手当の支給についてのこの条例の規定による改正後の特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第3条第4項の規定の適用については、同項中「読み替えるものとし、同条第4項」とあるのは「し、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2項第1号中「127.5分の15」とあるのは「222.5分の15」とし、給与条例第23条第4項」とする。

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(提案理由)

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 1 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

廿日市市長 松 本 太 郎

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第３条第５号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成１８年法律第７７号)第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第４条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第９条第６号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第１６条第２号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第１９条を第２１条とし、第１８条の次に次の２条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第１９条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するた

めの面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第20条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を目的に、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるため、この条例案を提出するものである。

議案第 22 号

廿日市市支所設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市支所設置条例の一部を改正する条例

廿日市市支所設置条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「廿日市市吉和3425番地1」を「廿日市市吉和1886番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

(提案理由)

廿日市市吉和支所を移転することに伴い、その位置を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第26条第2項中「100分の127.5」を「100分の122.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員の給与に関する条例の期末手当の支給割合が改定されることを踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当に勤勉手当を併せた支給割合の改定率を考慮して改定するため、この条例案を提出するものである。

議案第 24 号

廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市市民活動センター条例の一部を改正する条例

廿日市市市民活動センター条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

第9条を第18条とし、同条の前に次の7条を加える。

（指定管理者による管理等）

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者がセンターの管理を行う場合には、センターを利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

3 第5条から前条まで及び別表の規定は、第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第5条第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第6条第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第7条及び第8条	使用	利用
	市長	指定管理者
第9条第1項	使用	利用
	同表に定める使用料	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金

第9条第2項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
	使用	利用
第9条第3項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第9条第4項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第10条第1項	市長	指定管理者
	使用者	利用者
	使用	利用
第10条第2項	使用	利用
	使用者	利用者
別表の1の(1)の表	使用料	利用料金
別表の1の(1)の表の備考1	使用者	利用者
	使用	利用
	使用料	利用料金
	この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
別表の1の(1)の表の備考2	使用許可時間	利用許可時間
	使用時間	利用時間
	使用	利用
	使用料	利用料金
	超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあっては、午前の	超過した時間区分の直前の時間区分（午前9時より前にあっては、午前の

	区分)に係る使用料	区分)に係る利用料金の額を上限として指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
別表の1の(1)の表の備考3	使用料	利用料金
別表の1の(2)の表	使用料	利用料金
別表の1の(2)の表の備考1	使用面積	利用面積
別表の1の(2)の表の備考2	使用者	利用者
	使用	利用
	使用期間	利用期間
	使用料	利用料金
別表の1の(2)の表の備考3	使用料	利用料金
別表の2の表	使用料	利用料金

(指定管理者の指定の申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係るセンターの指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、センターの利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるもので

あるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業

(2) センターの利用の許可に関する業務

(3) 利用料金の徴収に関する業務

(4) センターの施設、設備及び物品の維持管理に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第16条 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期的に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第17条 市長は、指定管理者が第15条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

第8条第1項中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第2号中「第6条各号」を「第8条各号」に改め、同条を第10条とする。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 市民活動センターにあつては、次に掲げる日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（アに掲げる日を除く。）

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）

(2) 市民活動センターおおのにあつては、12月29日から翌年の1月3日までの日

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日にはセンターの全部若しくは一部を臨時に休館し、又は同項の休館日にセンターの全部若しくは一部を臨時に開館することができる。

別表中「第7条関係」を「第9条関係」に改め、同表の1の(2)の備考2中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の廿日市市民活動センター条例（以下「改正

後の条例」という。)の規定による指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に、この条例による改正前の廿日市市市民活動センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

廿日市市市民活動センターの管理について、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範圍等を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 25 号

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市墓地設置及び管理条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川末墓地の項及び中小路墓地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

地元管理委員会で管理を行っている一部の市営墓地について、公の施設としての墓地を廃止するため、この条例案を提出するものである。

議案第 26 号

廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市火葬場設置及び管理条例（昭和42年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 本市は、火葬場を廿日市市宮内3993番地に設置し、その名称は廿日市市火葬場霊峯苑とする。

第3条第1項中「廿日市市火葬場霊峯苑」を「火葬場」に改め、同条第2項を削る。

第6条第2項中「第3条第1項各号及び第2項各号」を「第3条各号」に、「同条第1号第4号」を「同条第4号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

廿日市市火葬場西浄苑を廃止することに伴い、火葬場の名称及び位置に係る規定などを改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 27 号

廿日市市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

廿日市市福祉事務所設置条例（昭和63年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「廿日市市下平良一丁目11番1号」を「廿日市市新宮一丁目13番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和4年5月2日から施行する。

(提案理由)

廿日市市福祉事務所を移転することに伴い、その位置を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第 28 号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第5条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第5条の3中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第5条の4中「9,700円」を「10,300円」に改める。

第5条の5第1号中「6,400円」を「6,600円」に改め、同条第2号中「3,200円」を「3,300円」に改め、同条第3号中「4,800円」を「4,950円」に改める。

第6条中「100分の1.9」を「100分の2.1」に改める。

第7条中「9,400円」を「10,600円」に改める。

第11条第1項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条」を「その減額後」に改める。

第19条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号ウ中「6,790円」を「7,210円」に改め、同号エ(ア)中「4,480円」を「4,620円」に改め、同号エ(イ)中「2,240円」を「2,310円」に改め、同号エ(ウ)中「3,360円」を「3,465円」に改め、同号オ中「6,580円」を「7,420円」に改め、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号ウ中「4,850円」を「5,150円」に改め、同号エ(ア)中「3,200円」を「3,300円」に改め、同号エ(イ)中「1,600円」を「1,650円」に改め、同号エ(ウ)中「2,400円」を「2,475円」に改め、同号オ中「4,700円」を「5,300円」に改め、同条第3号中「第703条の5」

を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同号ウ中「1,940円」を「2,060円」に改め、同号エ(ア)中「1,280円」を「1,320円」に改め、同号エ(イ)中「640円」を「660円」に改め、同号エ(ウ)中「960円」を「990円」に改め、同号オ中「1,880円」を「2,120円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,290円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,150円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,440円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,300円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,545円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,575円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,120円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,150円

第19条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を

「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第19条」を「第19条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率並びに減額に関する規定を改正するとともに、地方税法の一部が改正されたことに伴い、未就学児の均等割保険税の軽減措置を講じるため、この条例案を提出するものである。

議案第 29 号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 22 日

廿日市市長 松 本 太 郎

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の
一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域」を「第29条の9各号に掲げる区域（市長が別に定める区域を除く。以下同じ。）」に改める。

第4条第1項中「条例で区域」の次に「（政令第29条の9各号に掲げる区域を除く。）」を加え、「のうち政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域以外の区域」を削る。

第5条第1項中「条例で区域」の次に「（政令第29条の9各号に掲げる区域を除く。）」を加え、「のうち政令第8条第1項第2号口から二までに掲げる土地の区域以外の区域」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条、第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後にされる許可の申請について適用し、この条例の施行の日前にされた許可の申請については、なお従前の例による。

(提案理由)

都市計画法及び都市計画法施行令の一部が改正されたことに伴い、市街化調整区域における開発行為等の許可の基準に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第30号

廿日市市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和4年2月22日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

廿日市市歴史民俗資料館条例（平成15年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「廿日市市吉和3523番地1」を「廿日市市吉和1886番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。

(提案理由)

吉和歴史民俗資料館を移転することに伴い、その位置を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第 3 1 号

廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
の一部を改正する条例

廿日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条第2項中「年度中途」を「前項の場合において、年度中途」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「報酬」を「年額報酬」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第13条に次の1項を加える。

4 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、別表第2に定める出動報酬を支給する。

第14条第1項を削り、同条第2項中「前項の場合を除き」を削り、同項を同条第1項とする。

別表第1中「年報酬」を「年額報酬」に、「49,000円」を「50,500円」に、「41,500円」を「45,500円」に、「33,500円」を「39,000円」に、「31,500円」を「37,000円」に、「26,000円」を「36,500円」に、「10,000円」を「14,000円」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

出動報酬

区 分	単 位	金 額	摘 要
災害の場合	1日	8,000円	ただし、1日当たりの職務に従事する時間が4時間以下の場合、4,000円とす

			る。
警戒、訓練 等の場合	1日	3,500円	ただし、廿日市市域外において職務に従事する場合は、7,000円とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

非常勤消防団員の処遇改善を図るなどの目的で、非常勤消防団員の報酬の額を改定するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 4 3 号

過疎地域持続的発展計画の変更について

過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 0 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

次のとおり過疎地域持続的発展計画を変更する。

9 の(2)の ア中「確保するため」の次に「、小中学校に空調設備を整備するとともに」を加える。

「

9 の(3)の表中	(3)集会施設、体育施設等	
	集会施設	吉和支所複合施設整備事業 防災 F A X 等整備事業
	体育施設	体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修ほか)

「

廿日市市	
廿日市市	
廿日市市	

を

」

(1)学校教育関連施設 校舎	小中学校特別教室空調事業
(3)集会施設、体育施設等 集会施設	吉和支所複合施設整備 防災FAX等整備事業
体育施設	体育施設管理運営事業 (吉和グラウンド改修

設備整備	廿日市市	
事業	廿日市市	
	廿日市市	
ほか)	廿日市市	

に改める。

」

(提案理由)

過疎地域の持続的発展に寄与する目的で、小中学校特別教室空調設備整備事業を過疎地域持続的発展計画に加えるため、当該計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 4 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項及び第 1 0 条第 3 項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
1 4 2 3	堂 垣 内 広 池 山 線	廿日市市上平良字堂 垣内 3 8 4 番 6 地先	廿日市市下平良字永 石山 1 0 0 7 6 番 3 4 地先
1 4 3 8	中 道 5 号 支 線	廿日市市宮内字鏡田 1 0 3 6 番 2 地先	廿日市市宮内字鏡田 1 0 3 6 番 4 地先
1 4 3 9	神 路 1 号 支 線	廿日市市原字中小路 1 0 3 0 1 番 3 地先	廿日市市原字中小路 1 0 3 0 3 番 2 地先
2 2 2 1	土 居 線	廿日市市峠字土居 1 5 0 9 番 1 地先	廿日市市峠字土居 1 4 4 4 番 1 地先
3 0 2 0	田 尻 細 井 原 線	廿日市市吉和字田尻 1 6 4 5 番 2 地先	廿日市市吉和字細井 原 2 1 0 8 番 1 地先
4 0 1 9	赤崎 3 号線	廿日市市宮島口一丁 目 2 3 5 9 番 1 5 地 先	廿日市市宮島口一丁 目 2 6 1 6 番 2 2 地 先

4 6 7 4	熊ヶ浦 2号線	廿日市市宮島口西一 丁目3196番21 地先	廿日市市宮島口西一 丁目3257番20 地先
---------	------------	------------------------------	------------------------------

2 市道路線の廃止

番 号	廃止路線名	起 点	終 点
1 4 2 3	堂垣内 広池山線	廿日市市上平良字堂 垣内384番6地先	廿日市市上平良字藤 原尾10276番1 地先
3 0 2 0	田 尻 細井原線	廿日市市吉和字田尻 1645番2地先	廿日市市吉和字崎ノ 瀬2134番2地先
4 0 1 9	赤崎3号線	廿日市市宮島口一丁 目9094番2地先	廿日市市宮島口一丁 目2616番22地 先

(提案理由)

事業計画のある道路の整備により既存道路の終点の変更が必要となった道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 4 5 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和 5 8 年条例第 2 0 号）第 1 7 条の規定により、次のとおり J A 広島病院前駅自転車駐車場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

J A 広島病院前駅自転車駐車場

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目 1 番 5 号

公益社団法人 廿日市市シルバー人材センター

理事長 大 島 博 之

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

ＪＡ広島病院前駅自転車駐車場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第46号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和4年2月22日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 青木 晴美

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員青木晴美の任期が、令和4年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和4年2月22日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 兒玉 宣明

氏名 前田 幸子

氏名 石井 憲幸

氏名 能島 美緒

(提案理由)

人権擁護委員兒玉宣明、前田幸子、正留律雄及び増田育の任期が、令和4年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。